



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)9月15日

第1876号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 訓令

- 17 彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令(情報政策課)..... 2

○ 告示

- 222 彦根市本町地区地区計画の区域内における修景対策事業補助金交付要綱の一部改正(景観まちなみ課)..... 2
- 223 彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部改正(地域経済振興課)..... 3
- 224 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 6
- 225 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱(社会福祉課).... 7
- 226 彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱の一部改正(障害福祉課)..... 8
- 227 施術担当機関の事業の廃止の届出(社会福祉課)..... 8
- 228 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 9
- 229 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 9
- 230 彦根市議会定例会の招集(企画課)..... 10
- 231 危険物の取扱所の使用の停止(予防課)..... 10
- 232 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の一部改正(障害福祉課)..... 11
- 233 指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 11
- 234 指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 12
- 235 指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 12

○ 公告

- 彦根市農用地利用集積計画公告(農林水産課)..... 12
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 12
- 彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告(農林水産課)..... 13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 13
- 犬の抑留について公告(生活環境課)..... 13

○ 教育委員会告示

- 13 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 14

○ 選挙管理委員会告示

- 39 彦根市選挙管理委員会の招集..... 14
- 40 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数..... 14

訓令

彦根市訓令第 17 号

彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 8 月 18 日

彦根市長 和田裕行

彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市情報化戦略本部設置規程(平成 27 年彦根市訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「情報統括管理責任者」の次に「(以下「C I O」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員の中から C I O を補佐する者を選任することができる。

第 4 条第 3 項中「情報統括管理責任者」を「C I O」に改める。

付 則

この訓令は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。

告示

彦根市告示第 222 号

彦根市本町地区地区計画の区域内における修景対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 8 月 17 日

彦根市長 和田裕行

彦根市本町地区地区計画の区域内における修景対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市本町地区地区計画の区域内における修景対策事業補助金交付要綱(昭和 63 年彦根市告示第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公道に面し、道路から通常見える部分の外観が彦根城下町の景観を再生する建築物等に係る次に掲げる事業とする。

- 建築物の新築、増築または改築
- 門および塀の新設または改築
- 都市計画道路本町線に面しない区域の建築物等の修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で外観を変更するもの

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事業で市長が特に必要と認めるものは、補助対象事業とする。

- 条例第 12 条の規定による許可を受けた特殊建築物等の建築
- 現に公道に面している鉄筋コンクリート造りまたは鉄骨造りの建築物について周囲の景観との調和を図るための修景

3 前 2 項の規定にかかわらず、この要綱に基づき補助を受けた建築物等について新たに増築または改築をする事業は、当該補助を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から 15 年間補助対象事業としない。ただし、災害による復旧のために行う改築、修繕等で市長が特に認めるものは、この限りでない。

第2条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額および補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表の規定により算定した額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)と同表に定める補助金の限度額のいずれか少ない額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助金の額を別表に定める補助金の限度額を超える額とすることができる。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費および補助金の額	補助金の限度額
第2条第1項第1号の事業	屋根瓦および葺き手間に要する経費の10分の6以内の額と軒裏、壁(下地造作を除く。)、木製建具、雨樋等の修景に要する経費の10分の5以内の額との合計額	3,000,000円(角地の建築物にあつては、4,000,000円)
第2条第1項第2号の事業	新築または改築に要する経費の10分の5以内の額	500,000円
第2条第1項第3号の事業	修繕、模様替えまたは色彩の変更の材料または手間に要する経費(これらの合計額が50,000円以上である場合に限る。)の10分の6以内の額	500,000円
第2条第2項各号の事業	建築または修景の材料または手間に要する経費の10分の5以内の額	3,000,000円

備考 補助対象経費は、消費税を含む額とする。

付 則

この告示は、令和4年8月17日から施行し、改正後の彦根市本町地区地区計画の区域内における修景対策事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第223号

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月18日

彦根市長 和田裕行

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱(令和3年彦根市告示第86号)の一部を次のように改正する。

第13条中「により、」を「に、市長が指定する書類を添えて、」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 10 条関係)

申請日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長 様

申請者

〒				-						
住所	滋賀県彦根市									
フリガナ										
氏名										
携帯電話										
固定電話										

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けたいので、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容の確認のため、必要に応じて、私および私の申請物件に係る国、県または市の他の制度の活用状況、戸籍情報、住民票情報、市税の納税状況および固定資産課税台帳記載情報について調査されることに同意します。

助成候補者 決定通知番号	彦経振第					号					
助成候補者 決定通知日	2	0			年			月			日
総工事金額								円 (消費税込み) ※右詰めでご記入ください			
助成対象経費								円 ※右詰めでご記入ください			
助成金申請額								円 ※右詰めでご記入ください			
他の補助制度等 の活用	<input type="checkbox"/> 有	(有の場合)	他の補助制度等の名称								
	<input type="checkbox"/> 無		工事内容の重複		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
	(工事内容の重複有の場合)		重複金額(※右詰め)								
市税の滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無									

委任欄

代理人 (提出者)	氏名(※1)			住所	
携帯電話				固定電話	

私は、上記の者(※1)を代理人に定め、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金に係る交付申請手続および申請内容の補完および訂正に係る権限を委任いたします。

年 月 日

委任者 氏名(申請者自署)

添付書類

- (1) 施工を証明する書類
- (2) リフォームの前後の写真
- (3) 領収書または金融機関等の振込済証明書の写し
- (4) 工事費内訳書(工事の内容および金額の内訳が分かるものに限る。)の写し
- (5) 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(別紙1)
- (6) その他市長が必要と認める書類(登記事項証明書の写し、戸籍謄本の写し等)

別紙1

暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

私は、下記の事項について誓約します。

また、彦根市が必要な場合には、誓約の内容につき、滋賀県彦根警察署に照会することについて同意します。

記

私は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

彦根市長 様

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 性別(男・女) _____

別記様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 13 条関係)

請求日

2	0			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

彦根市長 様

申請者

〒				-						
住所	滋賀県彦根市									
フリガナ										
氏名										
携帯電話										
固定電話										

彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付請求書

交付決定通知があった彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金の交付について、彦根市地域経済対策リフォーム事業助成金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知番号	彦経振第					号					
交付決定通知日	2	0			年			月			日
交付請求額	金							円	※右詰めでご記入ください		
振 込 先 口 座 名											
金融機関名							<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 農協			
							<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 組合			
							<input type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 出張所			
							<input type="checkbox"/> 営業部	<input type="checkbox"/> 代理店			
							<input type="checkbox"/> 店				
口座番号								<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座		
フリガナ											
口座名義人											

(※債権者名と振込口座名が相違する場合は、別に委任状が必要です。)

添付書類 振込先口座の通帳の写し

付 則

この告示は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。

彦根市告示第 224 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1

項の規定により告示する。

令和4年8月22日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

福満公園

3 移動日時

令和4年8月15日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市放置自転車等保管場所(彦根市山之脇町33番地1地先)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第225号

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和4年8月23日

彦根市長 和田裕行

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく生活に困窮する外国人に対する生活保護(以下「通知に基づく保護」という。)の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保護の取扱い)

第2条 通知に基づく保護は、福祉事務所長が日本国民に対する生活保護の決定および実施の取扱いに準じて行うものとする。

(適用対象者)

第3条 通知に基づく保護の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)別表第 2 に掲げる在留資格を有する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者
 - (3) 入管法第 61 条の 2 第 1 項に規定する難民の認定を受けた者
- (説明)

第 4 条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人から生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)の規定に基づく保護の申請の意思表示があった場合は、通知に基づく保護の取扱いとなることを説明する。

(不服申立ての教示)

第 5 条 福祉事務所長は、通知に基づく保護を行うときは、当該外国人に対し、法に基づく不服申立てをすることができない旨等の教示をするものとする。

2 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人を同一世帯の構成員であると認定する日本国民が存在し、当該日本国民に対し法に基づく保護を行うときは、当該日本国民に対し、法に基づく不服申立てをすることができる旨等の教示をするものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

付 則

この告示は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

彦根市告示第 226 号

彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 8 月 23 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱の一部を改正する告示

彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱(平成 30 年彦根市告示第 184 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「彦根市総合計画に基づく支え合い社会の推進に関する施策のうち、」を「本市における」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(所掌事務)

第 1 条の 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる計画の進捗および評価に関すること。
- (3) その他自殺対策について必要な事項に関すること。

付 則

この告示は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

彦根市告示第 227 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号))

第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき指定を行った医療扶助および医療支援給付のための施術担当機関から下記のとおり事業の廃止の届出があったので、告示する。

令和4年8月26日

彦根市長 和田裕行

記

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
成宮 裕斗	成宮鍼灸整骨院	彦根市肥田町303番地	令和4年7月31日

彦根市告示第228号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年8月29日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第10条に該当したため
- 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 移動日時
令和4年8月15日午後1時頃
- 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 保管期間
告示の日から3箇月間
- 返還日および返還時間
 - 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続
次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。
 - 自転車等の鍵
 - 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 問合せ先
彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第229号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域
河瀬駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和 4 年 8 月 16 日午後 1 時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日および返還時間
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 230 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 4 年 9 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 期日 令和 4 年 9 月 5 日
- 2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第 231 号

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 12 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり危険物の取扱所の使用の停止を命じたので、同条第 2 項において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 29 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 取扱所の設置場所
(略)
- 2 取扱所の区分
(略)
- 3 使用停止命令期間
(略)
- 4 命令の対象者
 - (1) 所在地 (略)
 - (2) 名称 (略)
 - (3) 代表者 (略)
- 5 命令を行った期日
(略)

彦根市告示第232号

彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月31日

彦根市長 和田裕行

彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の一部を改正する告示

彦根市障害者福祉推進会議設置要綱(昭和57年彦根市告示第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき」を「に基づく」に、「各団体、各機関その他市民を代表する者から意見を聴取し、審議する」を「調査審議する」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第3項中「調査検討」を「調査審議」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関する事。
- (2) 前号に掲げる計画の進捗および評価に関する事。
- (3) その他障害福祉の推進について必要な事項に関する事。

付 則

この告示は、令和4年8月31日から施行する。

彦根市告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 4 年 9 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
デイサービスひまわり	彦根市里根町 191 番地 1	ソワソワ株式会社 代表取締役 浅井 龍次	地域密着型 通所介護	令和 4 年 9 月 1 日	2590200263	令和 4 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

彦根市告示第 234 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 4 年 9 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
仄香の郷日夏デイサービスセンター	彦根市日夏町 2838 番地 34	株式会社アイズケア 代表取締役 矩 規晶	地域密着型 通所介護	令和 4 年 9 月 1 日	2570200812	令和 4 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

彦根市告示第 235 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 4 年 9 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
花しょうぶの郷デイサービス	彦根市稲枝町 27 番地 1	社会福祉法人松風会 理事長 浅野 雅典	地域密着型 通所介護	令和 4 年 9 月 1 日	2570200499	令和 4 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

公告**彦根市農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 4 年 8 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完

了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月22日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東近江市湯屋町1009番地9 株式会社湖太郎 代表取締役 板倉 正樹	彦根市松原町字網代口1435番25、1435番26、1435番27、1435番28および1435番67	3,520.88 m ²	令和4.8.22	922

彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき彦根農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、下記により縦覧に供する。

令和4年8月25日

彦根市長 和田裕行

記

- 変更した農業振興地域整備計画の名称
彦根農業振興地域整備計画
- 縦覧場所
彦根市元町4番2号 彦根市役所産業部農林水産課
- 彦根農業振興地域整備計画の変更内容
農用地利用計画の一部変更
農用地利用計画の変更については、土地利用計画図(附図1号)および平面図(附図6号)にて表示した部分とする。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月26日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
広島市西区庚午中一丁目7番24号 株式会社アイグラン 代表取締役 橋本 雅文	彦根市竹ヶ鼻町字南木ノ前17番1	1,020.38 m ²	令和4.8.26	932

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取って下さい。なお、所有者が引き取らないときは、同条第9項の規定により処分されます。

令和4年8月31日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 13 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 18 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 4 年(2022 年)8 月 25 日(木)午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎第 5-1、5-2 会議室
- 3 議 題
 - (1) 令和 4 年度 9 月補正(第 8 号補正)予算案について
 - (2) 令和 5 年度使用教科書(小・中学校特別支援学級用)の採択につき議決を求めることについて

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 39 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 29 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小 川 良 紘

記

- 1 日時 令和 4 年 9 月 1 日(木) 午前 9 時 30 分
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議題
 - (1) 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (2) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (3) 永久選挙人名簿の定時登録について
 - (4) その他

彦根市選挙管理委員会告示第 40 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項および第 75 条第 1 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数ならびに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 4 年 9 月 1 日現在において次のとおりである。

令和 4 年 9 月 1 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 小 川 良 紘

50 分の 1 の数 1,833 人

6分の1の数 15,275人

3分の1の数 30,549人
